

新たな学校法人会計基準の確立に向けて []

「学校法人会計基準への提言」

平成14年3月19日

社団法人日本私立大学連盟
学校会計委員会

目 次

はじめに	1
. 学校会計委員会に提起された検討課題	2
. 会計基準小委員会の結論	2
1 . 基本金の再検討	2
(1) 計算構造	2
(2) 基本金の組入れ	3
第 2 号基本金	3
第 4 号基本金	4
(3) 基本金の取崩し	5
2 . 「キャッシュ・フロー計算書」の導入	5
(1) 「キャッシュ・フロー計算書」の目的と重要性	5
(2) 「キャッシュ・フロー計算書」の内容	6
資金の範囲	6
キャッシュ・フロー計算書の表示区分	6
ア . 教育研究活動によるキャッシュ・フロー	6
イ . 施設等整備活動によるキャッシュ・フロー	7
ウ . 財務活動によるキャッシュ・フロー	7
エ . 事業キャッシュ・フロー	8
キャッシュ・フロー計算書の表示方法	8
3 . 附属明細表の拡充	9
4 . 今後の検討課題	9
(1) 「重要な会計方針」及び「重要な後発事象」等	10
(2) 社会が要請する時価情報の開示	10
おわりに	10

【資料 1】キャッシュ・フロー計算書

【資料 2】引当資産明細表

はじめに

企業はグローバル化の中で、これまで日本的経営の特徴といわれた「終身雇用制や年功序列制」を「任期制や年俸制」へと変化させ、生き残りをかけて事業の再編成を断行している。大学も少子化と経済の低迷に加え、さらにはグローバル化によって改革の波にさらされている。大学はこうした時代の変化に対応できなければ、受験生や学費負担者及び寄附者等の認知を得ることができず、深刻な状況に陥ってしまうであろう。

文部科学省は、国立大学に対する積極的な構造改革を進めており、その基本方針は、大学への資金の重点配分と大学の統廃合にある。つまり、文部科学省は、「護送船団方式から競争を促す政策へ転換」させようとしている。当然のことながら、このことは私立大学にとっても非常に重要な意味を持っている。

また、平成13年4月に導入された国立の博物館や図書館等の独立行政法人への改組とその会計基準の制定は、非営利法人の運営と会計基準に大きなインパクトを与えた。とくに、独立行政法人会計基準は、会計構造に企業会計原理を導入したことに最大の特徴を有しているが、そこには損益概念の導入といいながら、「収支の均衡」を前提としており問題点も指摘されている。いずれ、国立大学は、上記の独立行政法人とは違った法人化（国立大学法人）がなされるであろうが、その際の会計基準の内容に関心が注がれている。ここでは、私立大学と国立大学との比較可能な会計基準の制定を望みたい。

さて、多くの大学は、「生き残り」をかけてハードとソフトの両面での改革を実施しつつある。ここで求められるのは、大学の使命である充実した教育と高度な研究、そしてそれらの社会還元を図ることによって大学の社会的責任を遂行することである。こうした社会的責任の遂行のためには、大学は施策の前提である健全な財政基盤を確立しなければならないことはもとより、経営の実態を社会に開示する義務がある。要するに、内在的には、財政基盤の確立が求められるが、外在的には、学費負担者、寄附者、研究委託者、債権者、さらには一般国民といった利害関係者に対して財政状態や収支状況について透明性及び理解可能性が高い情報を提供しなければならない。

こうした中で求められるのは、アカウントビリティの問題である。しかしながら、アカウントビリティの手段としての学校法人会計基準が、必ずしも社会的に合意を得ているとはいえず、基準の制定以来30年間にわたって理解可能性が求められてきたところである。

このようなことを踏まえて、当連盟は、「学校法人会計基準」（以下「基準」という）の質的向上を図るべく、平成12年6月に「学校会計委員会」を発足させ、「学校会計委員会の設置と検討課題」を提起した。これをもとに「会計基準小委員会」と「情報開示小委員会」の二つの小委員会が設置されたが、前者の会計基準小委員会は、以下に示した検討課題に対して発足以来十数回にわたって検討してきた。

この検討を踏まえて、平成13年11月20日付で中間報告として「新たな学校法人会計基準の確立に向けて」を公表し、加盟校へのアンケート調査を実施した。

こうしたアンケート調査の結果を踏まえ、当委員会で慎重に審議した結果、最終報告として「学校法人会計基準への提言」をまとめるに至った。よって、これまでの検討課題と結論を概観し、具体的な提言について最終報告としてまとめた。

・学校会計委員会に提起された検討課題

- () 消費収支の均衡や支出超過が何を意味しているのか理解しがたい。
- () 収入と支出の関係が不明確で、学費や補助金の使途、その他資金の流れなどがわかりにくい。
- () 将来の教育研究条件を整備するために必要な保有資金の額や、それがどれだけ確保されているかわからない。

・会計基準小委員会の結論

- () については、以下に述べる基本金の計算構造の再構築によって理解できるものとする。
- () については、資金収支計算書を補うものとして、キャッシュ・フロー計算書を新設することを提案する。
- () については、附属明細表を拡充し、「引当資産明細表」を新設することで対応する。

1. 「基本金」の再検討

(1) 計算構造

「基準」の最大の特徴ともいえるべき基本金については多くの疑問が寄せられている。その疑問の一つは計算構造にある。具体的には、現行基準の計算構造が、「帰属収入 - 基本金組入額 = 消費収入」となっており、帰属収入からあらかじめ基本金組入額を控除し、消費収入を導き、そこから消費支出に充当することにある。企業会計でいう収益から費用を控除するのではなく、あらかじめ一定のいわゆる「利益」を確保したうえで消費支出に充当すると見られるところにある。

こうした誤解を解消するために、「帰属収入 - 消費支出 = 基本金控除前差額」として示したうえで、この差額から基本金組入額を控除し、消費収支差額を導く計算構造を提起する。ただし、この計算構造の見直しは、「基準」に従った計算書類とは別個に開示用とし、こうした実務の浸透を図った後に、抜本的な計算書類の改廃を議論することとした。

[「基準」による消費収支計算書]

帰属収入	基本金組入額
	消費収入

消費収入	消費支出
	消費収支差額

[開示用の消費収支計算書]

帰属収入	消費支出
	基本金控除前差額

基本金控除前差額	基本金組入額
	消費収支差額

(2) 基本金の組入れ

学校法人会計は、よく難解であるといわれる。その要因の一つが基本金制度である。基本金制度は、学校法人の永続性を財政的に保持するための「基準」の重要な仕組みであり、今後とも引き続き維持すべきであると考えが、「基準」の創設当時と比較して、今日では学校経営を取り巻く経済環境等も大きく変化してきており、検討すべき課題もいくつか生じてきているので、以下検討を加えてみた。

第2号基本金

第2号基本金は、将来取得する固定資産に充てる資金を計画的に留保していくもので、所定の組入計画により、年次的・段階的に組入れられる。消費収支の状況のいかんによってこれを変更してはならないとされている。しかし、組入計画の内容などに具体的な定めと強制力がないことから、第2号基本金の運用は実務面において、組入れの判断に統一性が得られず、第2号基本金制度に対する批判の原因の一つにもなっている。

このような実情に鑑み、第2号基本金制度の運用基準の策定を検討した。第2号基本金組入れの「金額基準」と「組入時期」については、各学校法人において、第2号基本金組入の前提となる中長期経営計画の取り組みに大きな差異があり、現時点で学校法人に共通した「金額基準」と「組入時期」を導入するのは難しい

状況にある。これらについては、今後学校法人における中長期経営計画のあり方を検討する際にあわせて検討することとしたい。

また組入れの強制力については、現時点で直接的なルールを設けることは難しいが、各学校法人が第2号基本金制度を活用せざるを得ないような状況を設定する方向で検討した。中長期経営計画を設定して、それに基づき必要資金を計画的に第2号基本金に蓄積していくことは、学校法人の存続、発展上好ましいことであり、第2号基本金の組入状況は、学校法人の財政の健全度を示す重要なポイントであるという認識のもとに、第2号基本金の組入情報を積極的に開示して第三者の評価を問うべきであると考え。現状は、貸借対照表に第2号基本金の残高が、詳細は「第2号基本金の組入れに係る計画表」に示されている。「第2号基本金の組入れに係る計画表」を公開することも考えられるが、この表はさまざまな情報が集中していて、学校法人会計に精通していない者には読みにくい資料である。

そこで、別途第2号基本金の組入対象事業等を貸借対照表に注記することにより、だれもが当該学校法人の将来計画とそれに対する資金の蓄積状況が理解できるようにする。このような表示方法を取り入れることにより、各学校法人が第2号基本金制度を財政政策の一環として活用するようになることを期待する。

例えば、次の様式により注記する。

計画の名称	施設設備資金
取得予定固定資産	新設大学院用校舎
取得予定年度	平成 年度 ~ 平成 年度
所要見込総額	× × 円
組入予定額	× × 円
組入額	× × 円
当期末残高	× × 円

第4号基本金

学校法人が教育研究活動を継続的に行っていくためには、土地、校舎、図書などの固定資産以外にも、これを運営するための運転資金を常時、手元に確保しておく必要があるとの考え方から所定の金額を第4号基本金として設定することになっている。

理論的にはその通りであるが、「基準」では、学校法人の適正な運転資金量とはいいがたく、現実には、学校法人は、その収入の大きな割合を占める学費収入が前受金として受領できるという、現在の日本経済にあっては大変恵まれた環境にある。このような前受金等を活用することにより経常的な運転資金はかなりの部分が賄える状況にある。

とはいえこのような学費の前払い制度が今後も続くかどうかは分からないが、

民間企業においては、キャッシュ・フローを重視し、さまざまな努力を重ねて資金繰りを確保していること、学校法人が支払資金を確保し、資金ショートを回避することと、第4号基本金とは別問題であることを考えると、運転資金まであらかじめ確保するような会計制度が社会の理解を得られるか疑問であり、第4号基本金については存在意義が希薄化しているため、基本金として取り扱うことは不要と考える。

(3) 基本金の取崩し

基本金の取崩しについては、「基準」で「学校法人は、その諸活動の一部又は全部を廃止した場合には、その廃止した諸活動に係る基本金の組入額の範囲内で基本金を取崩すことができる」と定められている。しかし実務上は、この「諸活動の一部又は全部の廃止」という認定はなかなか得られず、学校の廃止や縮小という決定的な事実がない限り、いったん基本金に組入れた金額は取崩すことができないのが実情である。学校の廃止とか縮小に至らない場合でも、例えば教室の利用形態が変化したことにより不要となった建物を取り壊すような場合や、キャンパスの統合で不要となった土地を売却する場合など、学校法人においても経営資源の効率使用を重視するようになってきていること、日本経済がデフレの時代に入ってきていることも考えると、基本金の取崩しについても弾力的な対応が望まれる。要するに、基本金は社会的情勢の変化に対応して取り崩しができるように提案したい。

2. 「キャッシュ・フロー計算書」の導入

(1) 「キャッシュ・フロー計算書」の目的と重要性

「キャッシュ・フロー計算書」は、企業会計では、発生主義に基づく「損益計算書」では示し得ない経営情報を提供するものとして、活用されてきている。学校法人会計においても、財政環境が厳しくなる中で、学校法人の行う諸活動をキャッシュ・フロー面で把握し、資金の源泉と用途を理解することは、財政政策の策定上、あるいは資金の有効活用を図るためにも重要である。また学校法人の経営について、より一層の理解を得るための学外関係者に対する情報開示用としても有益である。このような観点から、「キャッシュ・フロー計算書」を、当面、学校法人の経営実態を示す計算書と位置付けて、「基準」による「資金収支計算書」とは別個に、開示用として作成することを提案する。

学校法人会計においては、企業会計とは違い、学校法人の諸活動に対応する資金の動きを表示した「資金収支計算書」がすでに作成されている。この「資金収支計算書」は、「当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにする」ことを目

的に作成されている。

これに対して「キャッシュ・フロー計算書」は、学校法人の行う諸活動を、主要事業ごとに区分し、その事業区分ごとに実際に収受した資金、支出した資金を記載し、資金がどのように捻出され、どのように支出されているかという資金の調達と運用を関連付けて表示することにより、学校法人の財政運営状況を明示することを目的とする。

(2) 「キャッシュ・フロー計算書」の内容

資金の範囲

企業会計基準によれば、資金の範囲は現金及び現金同等物とされている。この場合、現金同等物とは、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない3か月以内に決済日が到来する短期投資とされている。しかし、学校法人会計に導入する「キャッシュ・フロー計算書」の資金の範囲は、私立学校の性質上、3か月を超える場合でも用途が特定されていなければ、現金同等物として扱うこととする。したがって、資金の範囲は「資金収支計算書」の支払資金の範囲と一致する。

キャッシュ・フロー計算書の表示区分

企業会計における「キャッシュ・フロー計算書」は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の3区分となっているが、学校法人会計における「キャッシュ・フロー計算書」では、「教育研究活動によるキャッシュ・フロー」、「施設等整備活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の3区分とする。また「教育研究活動によるキャッシュ・フロー」と「施設等整備活動によるキャッシュ・フロー」は、収支に関連性があるため、両者を合算したものとして「事業キャッシュ・フロー」を設けることとする。

ア．教育研究活動によるキャッシュ・フロー

学校法人においては、教育研究が主たる活動であるので、企業会計における「営業活動によるキャッシュ・フロー」に対応するものを、「教育研究活動によるキャッシュ・フロー」と表示することにする。

〔記載科目〕

資金収支計算書に記載されている科目のうち次の科目を記載する。

収入科目では、学生生徒等納付金収入・手数料収入・寄付金収入（施設設備関係の寄付金を除く）・補助金収入（施設設備関係の補助金を除く）・資産運用収入・事業収入・医療収入、雑収入・前受金収入・その他の収入（運用資産からの

繰入収入を除く)・資金収入調整勘定

支出科目では、人件費支出・教育研究経費支出・管理経費支出・借入金等利息支出・その他の支出・資金支出調整勘定

ここに表示されたキャッシュ・フローは、退職金支出のように、年度ごとに支出額の変動が大きいものも含まれてはいるが、学費収入、人件費支出、教育研究経費支出など学校法人の経常的な収支を示しており、概ね学校法人の経常的な財政構造を示している。学校法人の収入の大半がこのキャッシュ・フローに含まれており、このキャッシュ・フローで捻出された資金が、施設等整備活動に必要な資金と、将来多額の支出が見込まれる事業に備えた資金等に充当されることになる。

イ．施設等整備活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得は、学校法人においては、教育研究活動の基盤を構築するためのものであって、企業会計の投資よりもその範囲が狭いこともあり、企業会計における「投資活動によるキャッシュ・フロー」に対して「施設等整備活動によるキャッシュ・フロー」と表示し、その内容を明確に示すこととした。また企業会計では「投資活動によるキャッシュ・フロー」に含まれる有価証券の売却・取得は「財務活動によるキャッシュ・フロー」に含めることとする。

〔記載科目〕

資金収支計算書に記載されている科目のうち次の科目を記載する。

収入科目では、寄付金収入のうち施設設備関係の寄付金・補助金収入のうち施設設備関係の補助金・資産売却収入のうち動産・不動産売却収入・その他の収入・資金収入調整勘定

支出科目では、施設関係支出・設備関係支出・その他の支出・資金支出調整勘定

ここに表示されたキャッシュ・フローは、年度によって支出額の変動が大きい。この活動区分の財源を何に求めるかは、経営戦略上重要である。

ウ．財務活動によるキャッシュ・フロー

「財務活動によるキャッシュ・フロー」には、企業会計における「キャッシュ・フロー計算書」の「財務活動によるキャッシュ・フロー」に加えて、「投資活動によるキャッシュ・フロー」に含まれる有価証券の売却・取得を計上する。また教育研究活動とは直接関係のない事業にかかるキャッシュ・フロー、例えば収益事業用資産の取得等を記載する。なお有価証券のキャッシュ・フローの中には、キャッシュ・フロー計算書上のキャッシュとはならない「用途が特定された資金」も含まれているので、「用途が特定された資金」については別途「引当資産から支払資金へ」、「支払資金から引当資産へ」という項目を設けて調整した。

〔記載科目〕

資金収支計算書に記載されている科目のうち次の科目を記載する。

借入金等収入・借入金等返済支出・資産売却収入のうち有価証券売却収入・資産運用支出のうち有価証券購入支出・その他の収入・その他の支出・資金収入調整勘定・資金支出調整勘定

ここに表示されたキャッシュ・フローは、「事業キャッシュ・フロー」の運用を示す。なお引当資産への繰入等は総額で表示したので、詳細は別途提案している「引当資産明細表」（資料２）に記載することとする。

エ．事業キャッシュ・フロー

「教育研究活動によるキャッシュ・フロー」と「施設等整備活動によるキャッシュ・フロー」は相互に関連性があるため、両者を合算したものをもって「事業キャッシュ・フロー」とする。

ここに表示されたキャッシュ・フローは、当該年度における広義の教育研究活動にかかるキャッシュ・フローを示す。このキャッシュ・フローにより生み出された資金が、翌会計年度以降における教育研究環境の維持・向上に投入できる財源となる。具体的には、「事業キャッシュ・フロー」により捻出された資金は、借入金等がある場合は、その約定返済等を行った後、減価償却額相当額の内部留保と翌会計年度以降計画される高額な固定資産の取得に備えた資金の蓄積に充当されることになる。

学校法人によっては、政策的に将来の収入を先取りして、施設計画を先行させることもある。この場合「事業キャッシュ・フロー」がマイナスになることも起こり得るが、数年度にわたり「事業キャッシュ・フロー」がマイナスとなるのは財政構造に問題がある場合が多い。

キャッシュ・フロー計算書の表示方法

企業会計における「キャッシュ・フロー計算書」では、各科目ごとにキャッシュ・フローを表示する直接法と損益計算書の税引前当期純利益から一定の調整を経て算出する間接法とがある。学校法人会計においては、すでに「資金収支計算書」で、各科目ごとに収支金額が把握できる体制にあるので、企業会計における「キャッシュ・フロー計算書」の直接法に準じた様式で表示することとする。なお、「資金収支計算書」に記載された各科目の金額には、前期末前受金や未収入金等も含まれていて必ずしもキャッシュ・フローを示してはいないが、これらの経過的な勘定は各活動区分毎に一括して調整した。個々の科目単位ではキャッシュ・フローを示すことができないという欠陥はあるが、それでも、それぞれの活動区分ごとにはキャッシュ・フローを示せるので、当面この方式で対応することとする。

3 . 附属明細表の拡充

現行の附属明細表に係る規定は、「基準」の第36条であり、以下のようになっている。

第36条（附属明細表の記載方法等）

- 1 固定資産明細表（第7号様式）
- 2 借入金明細表（第8号様式）
- 3 基本金明細表（第9号様式）

上記の附属明細表に加え、各種引当資産の保有残高を示す「引当資産明細表」（資料2）を新たに導入する。

企業会計においては、企業が保有する有価証券等の残高は貸借対照表に明瞭に表示されている。これに対して学校法人会計においては、有価証券等の大半が各種引当資産として、その保有目的を付した科目で貸借対照表に表示されているため、有価証券等の保有残高は、貸借対照表からは読み取りにくい状態にある。

保有目的を付した引当資産として貸借対照表に表示することは、毎年度の帰属収入のなかから計画的に資金を積立てていくことを特色の一つとする学校法人会計においては理解されるところであるが、学校法人の財務内容について様々な関心を抱く関係者から広く理解を得るために（資料2）のような「引当資産明細表」を作成し、学校法人の運用資金情報を明瞭に表示することとする。この資料は次のような点を通じて、学校法人の財政運営上の健全度の一端を示すものとなる。

将来多額の支出をともなう事業について、学校法人がどのような事業を自ら設定し、それに向けて資金をどの程度保有できているか。

キャッシュ・フロー計算書に示される「事業キャッシュ・フロー」が、どのような目的に振り向けられたかを示す。

今後、学校法人の採るべき収入多様化策の一つである資産運用収入の拡大について、その源泉となる運用資金総量の把握が容易になる。

なおこの資料に記載された引当資産の保有残高の評価は、単にその多寡だけではなく、その学校法人の将来の各種事業計画規模との関係で評価されるべきであり、そのような将来事業計画規模も、この表にあわせて表示することを今後検討する必要がある。

4 . 今後の検討事項

以上、委員会では、学校法人会計基準の特徴である消費収支の均衡と基本金を基軸に据えたうえで、理解可能性と合理性という観点からいくつかの提言をまとめた。しかしながら、時間の制約があり、残された検討課題がいくつかあるので概要をまとめたい。

(1) 「重要な会計方針」及び「重要な後発事象」等

平成10年5月に日本公認会計士協会から「学校法人会計基準の見直しに係る提言」が公表された。そこでは、学校法人の財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項は、計算書類に明瞭に記載されることが重要であるとし、当面、次の項目を記載することを提言している。

- 1 - 1 重要な会計方針
- 1 - 2 採用している会計方針の変更
- 2 偶発事象及び後発事象
- 3 外貨建資産・負債の外貨の金額及び円換算額
- 4 有価証券の時価関連事項
- 5 役員との取引

このことは、学校法人における情報開示の信頼性を高める点でも重要な要件と考えられる。今後の検討が求められる。

(2) 社会が要請する時価情報の開示

企業の実態を明らかにするという観点から、会計ビッグバンの流れの中で資産や負債に対して時価評価が導入されてきている。

つまり、企業会計では投資意思決定の重要な指標としての「時価」が会計評価の主流となっているのである。こうした流れを受けて、企業会計では、金融商品や退職給付・年金に時価評価が導入され、さらには、時限立法であったが土地の時価評価がなされた経緯がある。こうした点を踏まえて、「基準」に現代的な時価情報の導入の可否について検討する必要がある。

おわりに

当委員会は、これまで新たな学校法人会計基準の構築を目指して検討を重ねてきたが、その理論的検討の出発点に当たり、企業会計原理の導入と学校法人会計基準の踏襲という二つの基本的アプローチから種々検討した。結論は、学校法人の特殊性に鑑み、を踏襲し、さらに、ステークホルダーの理解可能性という観点から問題点を検討し、以下のように整理した。

当委員会は、会計ビッグバンが叫ばれる中で企業会計原理の導入を視野に入れながらアメリカの財務会計基準審議会（FASB）基準第117号（「非営利組織の財務諸表」）も考察した。しかしながら、当小委員会は、学校の特异性に鑑みて、収支の均衡を図りつつ自己資金での継続的な組織の運営を図るべきであるとする「学校法人会計基準」制定の基本思考に立脚した。

学校法人は、学校教育法及び私立学校法に基づいて設置された法人である。学校法人の特徴は、建学の精神や教育研究の理念や目標のもとにそれらの事業を遂行する自主性及び公共性の高い経営体である。こうした独自の教育理念を実現させるためには、自主独立した財源を確保しなければならない。このため、学校法人にあっては、将来に備えた財の保全と経常的な資金確保が求められる。

こうした特徴の具現化が、学校法人会計基準第15条（消費収支計算の目的）及び第29条（基本金）である。前者は消費収支の均衡をうたっており、後者は必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとしての基本金について規定している。つまり、学校法人会計基準の特徴は、消費収支の均衡と基本金にある。これが、企業会計およびその他の法人と決定的に異なるところである。

このような基本的思考を実現させるためには、学校法人会計基準の基本構造の理解可能性を高めることが最も要求されるところである。とりわけ、基本金は、学校法人会計基準の根幹をなすものであり、所有権を有する営利企業の資本金とは本質的に異なるところである。

ただし、学校法人会計基準制定の目的が、いわば文部省（当時）による補助金行政の一貫であったことは否めない。その基準の制定以来30年余の時代の流れが、大学を取り巻く利害関係者を拡大させ、こうした関係者に十分な対応をしなくてはならなくなった社会的な背景もある。このためには、理解可能性の高い基準への再構築が求められる。このような委員会の基本思考が上述の提言となって現れている。

しかしながら、残された課題も存在することは否めない。最も重要な視点は、評価とりわけ時価概念の取り扱いである。もとより、学校法人会計基準の特徴は、基本金の継続的な維持にあることから、「時価評価」は無縁であるという考え方がある。しかしながら、近い将来学校の統廃合がなされる可能性が高い。このような点からも、評価問題を今後の検討課題として提起しなければならない。

キャッシュ・フロー計算書

年 月 日から
年 月 日まで

教育研究活動によるキャッシュ・フロー

(単位：円)

	金額
学生生徒等納付金収入	
手数料収入	
寄付金収入(施設設備関係寄付金収入を除く)	
補助金収入(施設設備関係補助金収入を除く)	
資産運用収入	
事業収入	
医療収入	
雑収入	
前受金収入	
その他の収入	
資金収入調整勘定	
小計	
人件費支出	
教育研究経費支出 (教育研究経費支出)	
(医療経費支出)	
管理経費支出	
借入金等利息支出	
その他の支出	
資金支出調整勘定	
小計	
教育研究活動によるキャッシュ・フロー	

施設等整備活動によるキャッシュ・フロー

寄付金収入(施設設備関係寄付金収入)	
補助金収入(施設設備関係補助金収入)	
資産売却収入(動産・不動産売却収入)	
その他の収入	
資金収入調整勘定	
小計	
施設関係支出	
設備関係支出	
その他の支出	
資金支出調整勘定	
小計	
施設等整備活動によるキャッシュ・フロー	

事業キャッシュ・フロー(+)

財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入金純増加額	
長期借入金収入	
長期借入金返済支出	
有価証券売却収入	
有価証券購入支出	
その他の収入	
その他の支出	
資金収入調整勘定	
資金支出調整勘定	
引当資産から支払資金へ	
支払資金から引当資産へ	
財務活動によるキャッシュ・フロー	

繰越支払資金の増加額

前年度繰越支払資金
次年度繰越支払資金

引当資産明細表

年 月 日

(単位：円)

	期首残高	当期増加額 (当期繰入額)	当期減少額 (当期戻入額)	期末残高
退職給与引当資産				
年金引当資産				
減価償却引当資産				
第2号基本金引当資産				
第3号基本金引当資産				
その他引当資産				
合 計				

経営委員会委員

平成15年3月

担当理事
委員長
委員

八田英二	同志社	大学長
佐藤英善	早稲田大学	法学部教授
田中繁男	梅花学園	理事長
野村修也	中央大学	法学部教授
松井道彦	慈恵大学	専務理事
田中利見	上智学院	経済学部教授
清水雅彦	慶應義塾	常任理事
澤木勝茂	南山学園	常務理事
若林洋夫	立命館	常務理事
市川太一	修道学園	法学部教授
田中一昭	拓殖大学	政経学部教授

